

平成25年3月7日（木曜日）第1回定例会

○出席議員（16名）

1番	高橋勝文	議員	2番	阿部清	議員
4番	後藤健一郎	議員	5番	太田芳彦	議員
6番	國井輝明	議員	7番	沖津一博	議員
8番	工藤吉雄	議員	9番	杉沼孝司	議員
10番	辻登代子	議員	11番	荒木春吉	議員
12番	木村寿太郎	議員	13番	新宮征一	議員
15番	内藤明	議員	16番	川越孝男	議員
17番	那須稔	議員	18番	鴨田俊廣	議員

○欠席議員（2名）

3番	遠藤智与子	議員	14番	佐藤良一	議員
----	-------	----	-----	------	----

○説明のため出席した者の職氏名

佐藤洋樹	市長	渡邊満夫	教育委員長
兼子昭一	選挙管理委員会 委員長	高子武	農業委員会会長
犬飼一好	総務課長	菅野英行	政策推進課長
奥山健一	財政課長	船田一彦	税務課長
安彦浩	市民生活課長	富澤三弥	建設管理課長
山田敏彦	下水道課長	小野秀夫	農林課長(併) 農業委員会 事務局局長
宮川徹	商工振興課長	安孫子政一	情報観光課長
那須吉雄	健康福祉課長	阿部藤彦	子育て推進課長
横山一郎	会計管理者 (兼)会計課長	丹野敏幸	水道事業所長
安食俊博	病院事務長	荒木利見	教育長
工藤恒雄	学校教育課長	月光龍弘	生涯学習課長
大沼孝一郎	監査委員	大泉辰也	監査委員 局長

○事務局職員出席者

丹野敏晴	事務局長	佐藤肇	局長補佐
佐藤利美	総務主査	兼子亘	総務係長

議事日程第3号

第1回定例会

平成25年3月7日(木曜日)

午前9時30分開議

再開

日程第1 一般質問

散会

本日の会議に付した事件

議事日程第3号に同じ

再開 午前9時30分

○高橋勝文議長 おはようございます。

ただいまから本会議を再開いたします。

本日の欠席通告議員は、3番遠藤智与子議員、14番佐藤良一議員であります。

出席議員は定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

本日の会議は、議事日程第3号によって進めてまいります。

一般質問

○高橋勝文議長 日程第1、引き続き一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

一般質問通告書

平成25年3月7日(木)

(第1回定例会)

番号	質問事項	要旨	質問者	答弁者
13	市内小学校の再編整備計画について	(1) 教育環境の適正規模について (2) 再編整備による費用節減効果について	9番 杉 沼 孝 司	教育委員長
14	特別支援学校の誘致について	(1) 特別支援学校の誘致活動について (2) 小・中・高一貫教育のできる施設の誘致活動について		教育委員長
15	模擬議会の開催について	市内の小・中・高校生による模擬議会の開催について		教育委員長

番号	質問事項	要 旨	質問者	答 弁 者
16	交通事故防止の観点から安全な道路管理について	(1) 夜間照明、設置の工夫について (2) 街路樹管理の徹底について (3) 電柱の民地への移設について	16番 川越孝男	市長
17	市職員の退職後の市関係団体を含めた部署への就労状況について	(1) 管理職・一般職毎の過去5年間の実数について (2) 市、県職員等の退職後(天下り)就労状況(ポスト及び前職)について (3) その採用方法について (4) 市職員の再任用制度に向けた市の対応について		市長
18	「ポスト花咲かフェア」の実施について	10年間開催された花咲かフェア(イベント)の市内経済に対する波及効果について、市民の実感が少ない。その課題・反省点は何か。今年の事業にどう生かすか。		市長
19	特別支援学校仮称「西村山分校」設置について	通学する児童・生徒や保護者の負担も含めて、将来を展望した場合の市長並びに市教委の考え方について		市長 教育委員長
20	教育の諸問題について	(1) 虐め・体罰・言葉の暴力等の調査、現況、対策について (2) 学校給食のアレルギー対策と現況について (3) 小中学校児童・生徒用机更新事業の詳細について	11番 荒木春吉	教育委員長
21	市政一般について	地方自治法改正に伴う基本構想について	15番 内藤明	市長

杉沼孝司議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号13番から15番までについて、9番杉沼孝司議員。

○杉沼孝司議員 おはようございます。

立春も過ぎ、虫が地中から飛び出す啓蟄も一昨日過ぎました。だが、各地でまだ豪雪の被害が報道されております。当市においても、昨年続き死亡事故や落雪による事故も発生しており、今後融雪期に入れば果樹や施設への被害、雪崩の危険もあることから市民には注意喚起を促していただきたいと思っております。

私は、新政クラブの一員として、通告番号に従い一般質問に入らせていただきます。

通告番号13番、市内小学校の再編整備計画について伺います。

我が市の教育行政の方針は「夢集い 人・緑かがやく さくらんぼの都市 寒河江」の実現を目指し、「新しい時代を切り拓く人づくり」を基本に、市教育委員会を中心に各学校の校長先生を初め先生方が日々鋭意児童生徒の教育に取り組んでいただいているところ、大変感謝申し上げます。

さて、本市には今春に白岩小学校と統合となる予定の田代小学校を含め、小学校11校、中学校3校がありますが、少人数の学校も何校かあるのではないのでしょうか。

私はこれまで何度となく人口減少、少子化対策について一般質問等を通じ意見提言をしてまいりましたが、少子化の進行はとまらないようであります。この少子化の進行により、全国的に学校の統廃合が進んでおります。学校の統廃合には、児童生徒や父兄はもとより地域の盛衰にもかかわるということから、唐突な統廃合等は地域や父兄、児童生徒との信頼関係が損なわれ学校運営に支障を来すおそれがあります。人口減少、少子化対策には国を挙げて取り組んでいるところでありますが、それでも少子化傾向は今後も進行するものと考えられます。

そのようなことから、当市においても時を失することなく早期に計画的に関係する人々との信頼関係を損ねることなく進めなければならないと考えるところであります。その結果、空き校舎が出た場合の利活用は地域振興のためにも同時に進めなければならないと考えられますが、まずは教育環境の適正規模としての1学校の児童生徒数はどれくらいと考えているのか、教育委員長にお伺いいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 おはようございます。

杉沼議員から教育環境の適正規模についての御質問がございましたので、お答え申し上げます。

本市におきましては、各学校それぞれ地域との密接な連携のもとに教育活動を行ってまいっております。自然や文化、人々とのかかわりといった地域に根差した教育実践こそが各学校の特色ある教育活動を可能にし、すぐれた学校文化をつくり上げてきました。学校の規模はさまざまありますが、本市におきましてはこうした地域の支えを受けて、たとえ小規模な小学校であっても大きな教育効果を上げておるところであります。

議員からは、学校の適正規模としての児童生徒数という御質問がありましたけれども、本市のこうした実情から一律に1つの学校の適正規模は何名以上といった基準については定めていないというのが現在の状況であります。しかしながら、日々の授業において子供たちが学ぶ集団として1学級における一定程度の規模はぜひとも必要なものであります。多様な考えの中で、自分の考えを確かめたり、他の生徒の意見を認め合ったりという学び合いによる学習の深まりが持てる、こういう授業は特にこれからの社会を生き抜く子供たちに思考力・判断力・表現力を育成し、その土台となる人とかかわる力を育てていくという意味で強く求められております。

こうした基本的な考え方に基づき、現行の教育振興計画におきまして学ぶ集団規模の適正化の推進としてお示ししているところであります。教育委員会といたしましては、まずは過小規模校の解消、子供たちが学ぶ適正規模の環境整備と捉えまして、現在も取り組んでおるところですが、今後とも取り組みを進めてまいりたいと考えておるところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 答弁の中では、現行の教育振興計画に学ぶ集団の適正規模化の推進とありまして、さらにはという答弁をいただきました。さらには、過小規模校であっても大変立派な方を輩出しているという御答弁でありますけれども、それでもやはり過小規模校だけを対象にしていたのではやはりいざ今度は統廃合するということにはたちまち一、二年のうちにしなければならないとか、そういう結果につながってくるんじゃないかということが考えられます。したがって、現行の教育振興計画はことしで7年目になると思ったんですけれども、やはり今のうちから次期振興計画の中にも過小規模校だけを対象にするんじゃないかと、もう少しくりを大きくした中でしていかなければならないんじゃないかと、生徒に対する授業というのは教育だけでなくて集団生活とか活動といったものも育成するところではないのかなと思うところであります。

それらから見ますと、現在は1クラスの人数とか学校の人数というのは決めていないということですが、それらから見ますと1クラス何人くらい必要なのかなというのも出てくるんじゃないかなと思うんですけれども、その辺はどのように考えておられるのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま私の答えたのは現行の振興計画をもとにお答え申し上げたわけですが、当然に子供たちの学びの環境を整備していく、よりふさわしいものにしていくというのはまさしく私どもの大きな責務、課題であります。

そういう意味で、当然に子供の減少ということも考えていかねばなりませんし、また学校を取り巻く教育環境の変化も当然私どもとしては認識していかなければならないと考えておるところであります。

現段階では抽象的なこときり申し上げられませんが、今後こういうかかる問題につきましては当然学校あるいは地域の方々、保護者、教育関係者あるいは専門家、ましてや当然のことながら市民の声ということをお聞きしながら事柄上より丁寧により慎重に検討してまいらねばならないと思っております。

なお、具体的な学級規模という御質問もありましたので、この点につきましては実際に経験を有しております教育長からお答えを申し上げます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

学校というのは集団でまたは集団を通して子供たちを育てるという性質を持っているんだと思います。そういう意味で、学校の教育活動が学習面だけでなくて生活面においても集団の中で子供たちを育てているということは議員が御指摘されたとおりでと思います。学級というのは学習集団という性質も持っているわけですし、生活集団という性質も持っているわけで、学習と生活が一体となった集団でありまして、その中で子供たちは多くのことを学んでいるんだらうと思っております。集団規模が少なければ、少ないよりは多いほうが良いとは思いますが、したがって基本的に生活面から見た適正規模が何人でなければならないという、そういう一律の基準もないんだと、いろんな考え方があろうと思っております。

大規模校であれば学級の中で切磋琢磨することができる人数が多くいるというよさもあるわけでありまして、小規模校であれば学級を超えた縦割りの1年生から6年生までの中で異学年の交流がしやすく、そういった面で非常に思いやりのある活動を組むことができるというよさもあるわけ

であります。それぞれのよさを生かしながら、今寒河江市のそれぞれの小学校では教育活動に取り組んでいるんだろうと思っています。

しかし、学習面だけではなくて生活面においても特に非常に少ない学校、過小規模校と、こういうふうに言うんだと思いますが、そういった中では人間関係が非常に固定化しやすいというか、少人数ですので、多くの人との触れ合いがなかなかとれないといった制約もあって、限られた活動にならざるを得ないという面のデメリットもあるんだと思っています。

私たちが教育委員会で示している学ぶ集団の規模というのは、学習集団だけでなく生活集団という両面から踏まえた考え方を示していると御理解いただければと思います。以上です。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 学ぶ集団ということで行っているんだということでありましたけれども、過小規模校、例えば近隣の市町村でも結構な人数の中でもやはり統廃合等やりながら進めてきているところもあるわけでありますから、ただいまの理想的なところは非常にいいわけでありますけれども、極力今後はもう少し大きなくくりの中でも考えていただければと思います。

次に、再編整備による費用節減効果について伺います。ただいまの学校の再編整備、これらもかわるわけでありますけれども、まず平成25年春にグランドオープンする最上川寒河江緑地、いわゆるカヌー場であります。さらには、平成25年度内完成を目指して整備を進める予定の屋内多目的運動場の建設と、さらに先日説明を受けましたがランドマークとしての寒河江公園再整備計画、市民からの強い要望もあり、市勢発展のためにはどれも欠かすことのできない事業ばかりであります。

これらにかかわるメンテナンスや管理運営に要する費用等は、現時点で管理運営費がはっきりしているのは最上川寒河江緑地、いわゆるカヌー場関係の指定管理者の2,325万8,000円だけであり、今後各施設の運営費に相当大きな資金が必要になってくるものと考えられます。行財政改革の中でも市民の要望に応え、施設の設置もふえる中、今後考えられる改革の中で費用の節減もさらに考えなければならないところであります。

その中で、市内小学校の約半数程度の再編整備を行うことにより、施設の維持管理費等相当大きな費用の節減になるものとも思います。その効果についてどのように考えられるのか、教育委員長にお伺いいたします。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 再編整備によります費用節減効果についてのお尋ねがございました。

先ほども申しあげましたけれども、学校の再編整備につきましては、私どもとすれば子供たちが学ぶ上で教育効果が最大限に発揮できる、そういう環境を整備する、そのことが基本的な務めといえますか、考えるべきことだろうと思っています。

本市の、各学校それぞれが地域との密接な連携のもとに教育活動を行っております。このことは、議員からもお話がありましたように学校の統廃合が児童生徒・保護者のみならずそれぞれの地域に大きな影響を与えるということを示しているものであるかと考えます。したがって、これを申しあげたところですけれども、統廃合については十分な検討を行った上で保護者や地域の方々の意見はもちろんでございますけれども、市民の皆さんの声をもお聞きしながら丁寧に慎重に進めていく必要があるかと、まずは考えております。

統合によりまして、これは当然のことだろうと思いますが、確かに費用節減の効果はあろうかと

思います。ただ一面、地域にとってあるいは地域から見る学校というものは長い歴史の中でいつの時代もその文化の中心であり、地域社会を成り立たせるといいますか、人間形成の中核を担い、また地域統合の象徴とも言うべきものでありまして、地域のサイドから見ますれば特別な価値を有するものではないかと思っております。こうした地域における学校の存在、重みというものを考えますと、議員がおっしゃるような形での費用節減という観点から統廃合を捉えていくということはなかなか困難であるということも御理解いただきたいものだと考えておるところであります。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 ただいまの答弁には、学校というのは地域における大切な存在になっているということからなかなか統廃合というのは経費の面からもできないということだろうとは思いますが、それでも先ほど申しあげましたような教育に関係するところの費用も、市民の要望や何かもあることもありながらどんどんふえているということも考えていっていただきたいものだなと思っております。

学校の再編整備に教育効果が発揮できるようなということもありますけれども、それは先ほども申しあげました小学校の適正な人数をとということからなかなか難しいということでもありますけれども、教育は人材育成ということから費用ではないということなのではないでしょうか。

しかし、寒河江市の振興計画の中では過小規模校だけを対象としているようでもありますし、よそを見ますとそういう過小規模校だけでなく行っているところもあるようです。これは二、三年先ということだけでなく、5年もしくは8年と少し長い先を見越して行っているようにも見えますが、その辺も今後は考えていかなければならないんじゃないのかなと思うところでもあります。こういうその経過の中で、結果的に費用の削減効果も出てくるんじゃないかなと思うのでありますが、この点はどういうふうにお考えされるのかお聞きしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 確かに、計数的に節減効果といいますか、費用効果というものは生じるものだと思いますが、繰り返しになりますけれども、かかる問題、対応につきましては申しあげましたようにいろんな方面、いろんな関係者、何よりも市民の方々からの声をお聞きしながら丁寧に進めてまいりたいと考えているところでもあります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 市民の声を聞きながらということでもありますので、できるだけ二、三年でしなければならないとならないということにならないように、例えば田代小学校の場合も1回いつ、余りにもあれは唐突でなかったのかなという感じもするんです。そんなこともありますし、そういうものでなくて少し先に長いスパンを置きながら、市民の方とあるいは地域の方との話し合いも十分しながらやっていただく。それも私が思うのは、過小規模校だけということじゃなくてももう少しその辺もくくりを広げた中でしていくべきではないのかなと思いますので、ひとつ遅くならないようの中で話し合いを十分する時間のないようなことのないように今後お願いしたいものだなと、その中で経費の削減も出てくる。金を使うなというんじゃないでそういうところでも出たものは違うほうの教育にもどんどん使っていかなければならないと思うわけでもありますので、よろしくお聞きしたいと思います。

次に、通告番号14番、特別支援学校の誘致活動についてお伺いしたいと思います。

山形県が設置運営を行っている特別支援学校があります。最近、特別支援教育へのニーズが高まっている中で、県内には各地域に養護学校等を含め現在13の学校が設置運営されておりますが、村山特別支援学校の児童生徒が著しく増加していることから県教育委員会では特別支援学校の再編・整備を計画したようであり、このことについて、先日の議員懇談会において教育長より説明を受けたところでありますが、当市や西村山地域、西置賜地域には特別支援学校がなく特別支援教育プランでは居住地にできるだけ近くに整備することが基本にあること。この中で学校未設置地域である西村山地域と西置賜地域への分校の設置を計画したようであり、当市にも県教育委員会より設置について事前調査や意向調査あるいは相談はなかったのか、誘致活動はどうされたのか、その時期はいつごろだったのかを教育委員長にお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 特別支援学校にかかわります経緯、誘致についてのお尋ねがありましたのでお答え申し上げます。

このたびの県立特別支援学校再編・整備の計画につきましては、県教育委員会のもとに設置されておりました特別支援学校再編・整備検討委員会が昨年9月に出した報告書に基づいたものとなっております。この中で、議員からお話がありましたように、現在空白区となっております私どもの西村山地区にも分校または分教室といった形で知的障害特別支援学校を設置すべきという方向性が出されたところであります。

現在、本市から山形市などの知的障害特別支援学校に通学している児童生徒は小学部から高等部まで合わせて19名の子供たちがおります。本市ではこうした遠距離通学の負担軽減のため保護者会を通じましてタクシー通学に係る経費の補助を行っておりますが、長い時間の通学そのものが障がいのある子供たちにとっては大きな負担でありまして、できるだけ近い場所で学べるということが保護者の大きな願いでありました。したがって、昨年10月でございますけれども、市長と教育長が直接県に出向きましていち早く要望書を提出したところであります。

要望の内容といたしましては、1つは特別支援学校の早期の設置、2つ目に寒河江市への設置という2点であります。寒河江市への設置ということにつきましては、本市が交通の要衝にあり、各町からの通学の利便性が高いこと、特別支援学校相当の児童生徒が本市に最も多いこと、障がい者雇用に理解のある企業が多く就労先や高等部の実習先としても期待できること、本市には学校の設置場所として活用可能な県の施設や県有地があることを理由として挙げたところであります。

一方、県教育委員会のほうでも西村山地区への設置は喫緊の課題として位置づけられておまして、同じく10月に関係市町を集めた特別支援学校再編・整備計画に関する説明会が開催されました。この説明会の中では、早期に設置するという観点から校舎の新築ではなく既存の空き教室や空き校舎を活用していきたいという方向性が示されました。本市といたしましては、さきの要望書に沿って重ねて要望してまいったところでありますけれども、最終的には早期設置ということを目途に優先させる形で空き教室や空き校舎を活用した設置が県の方針として決定されたところであります。

その後、県教育委員会で各市町から出された空き教室、空き校舎についての調査・検討を行った結果、最終的にはこの2月に本市小学校の一部の空き教室を知的障害特別支援学校小学部の分校として活用したい旨の依頼があり、現在その方向で取り組みを進めさせていただいております。

ります。以上です。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 昨年のこの前の教育長からの説明の中でも、昨年9月に検討委員会から出された報告書によりまして、そして説明があったと、そして10月に県にただいま御答弁ありましたように10月に要望書を県に提出したということでありまして、県では早期に設置という観点から既存の空き教室や空き校舎ということでありまして、その要望書を出す時期ですね、そういう運動の時期でありまして、県の教育委員会では特別支援教育推進プランを作成したのが20年10月、そしてそのプランを進めて、プランに沿って進めてきた結果、特別支援学校に希望する児童生徒がふえてきたということから、平成23年度、再編・整備に関する検討委員会、ただいまありましたように設置されたようであります。

その検討事項の中には、既に平成23年度から特別支援学校のない西村山地区と西置賜地区では遠距離通学により、先ほどもありましたけれども、時間的精神的に非常に苦労している児童生徒と保護者がいることから、これまで県内4ブロックであったものを生活サービスや買い物などができる生活圏域での特別支援学校の設置もあったようです。いわゆる平成23年には既に再編・整備が進められていたわけでありまして。先ほどの御答弁にありました昨年10月に直接県に要望書を提出したとありますが、それでは遅過ぎたのではないかと思うところですが、この点はどうなんでしょうか。お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 今ほど答弁申しあげたところでございますが、私どもとすれば県の一つの検討会の結果を待って県も動き出したということでありまして、時期的に見ればいち早くという認識でおるわけでありまして、この点、現に要望あるいは現在取り組んでおります教育長から答弁を申しあげます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えをいたします。

9月以前の経過についても若干申しあげたいと思いますが、以前は寒河江市内の重い障がいのある子供たちはどちらかというと主に新庄養護学校に入学しておったのであります。新庄養護学校ないしは米沢養護学校という、村山内陸に2つの養護学校がありまして、そこに主に寒河江地区の人は新庄養護学校と、こういうことであります。非常に遠いので、子供たちは寄宿舎に泊まりながらの通学ということ余儀なくされたのであります。家から通える特別支援学校を設置してほしいというのが保護者、学校関係者、そして私たち市町村教育委員会の教育行政にかかわる人たちの強い願いでありまして、村山地区にもぜひ特別支援学校を設置してほしいという要望書も県に出された経過があります。

そういうことを踏まえて、県教育委員会では平成20年度、今から5年ほど前になるわけでありまして、山形市に村山特別支援学校、村山市に村山特別支援学校楯岡校を設置した経過がございます。このことによって、子供たちは自宅から通えるようになったということで寒河江市内からも今までより以上に子供たちはその学校に在籍するようになったわけでありまして。

先ほど申しあげましたように、市といたしましても遠距離通学の負担軽減のためのタクシー通学にかかわる経費の補助を行っているところであります。

自宅から通えるということで、1年目は総人数も定員には達しなかったわけでありすけれども、2年目、3年目、4年目となるとその特別支援学校に対する保護者、地域の理解が深まってどんどんそこに入る子供たちが多くなっていった結果があります。そして、3年ぐらいたった一昨年ころあたりから、特別支援学校の児童生徒の増加によって教室が不足するという課題が出てまいりました。そういうことも踏まえて県としては平成23年7月から再編・整備検討委員会を立ち上げて再編・整備のあり方について検討してきたと、子供たちの入学の推移を見ていくと、これからまた5年先ぐらいまではどんどん通学する子供たちがふえていくだろうという予測の中で、どういうふうにして再編・整備をしていくのかということが検討課題だったとお聞きしております。

そして、先ほど申しあげましたように、昨年9月に報告書が出されたところであります。自宅から通えるとはいっても山形・楯岡という長い通学でありまして、子供たちにとっても負担であり、できるだけうちに近い地域で学ばせたいというのが保護者にとっての大きな願いであるというのは、私たちが十分承知しているところであります。

そういったことも踏まえて、ことし5年たちましたけれども9月に県の考え方が示されて、そのことを踏まえて私たちはいち早く要望をさせていただいたという経過があるわけでありす。ですから、平成20年に新しい学校が村山地区にという要望が実現して、その中で5年が経過して、子供たちは通っているんだけど、通学の補助はしているんだけど、やはり通ってみれば非常に長い時間の通学の時間があるということの課題も見えてきたという段階で今回こういった考え方が出された。そういったことを踏まえて私たちが親の願いを踏まえたときにいち早くそれは要望すべきであるという思い、考えに至って今回の10月の要望ということになった経過がありますので、御理解をいただければと思っております。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 平成20年から運動というか要望はしてきたと。私は、要望が寒河江西村山地域に要らないということではなくてやはり、この次に申しあげますけれども、一貫校としてもできるような施設、できるだけ早くつくってほしいという観点から、もっと早くから、検討委員会の大体結果が出てからというのは、もう県教では絶対曲げないというのが苦い経験もしているわけでありす。したがって、やはり検討委員会で検討しているうちから要望はもっと強く出さなければならぬんじゃないかなと。

そういう状況などにつきましても、情報の収集分析、これが大変重要なものではないかなと思うところであります。それらに対して迅速な対応が重要だということは十分おわかりのことと思いますけれども、我々議員と比べれば当局は人員から情報収集方法から雲泥の差があるんじゃないかと思うわけです。したがって、そういう観点からも、もう少し機敏に対応して政策への対応を迅速にさせていただくようお願いしたいと思うところであります。

次に、同じ特別支援学校のことでありますけれども、小中高一貫教育のできる施設の誘致活動についてお伺いしたいと思います。

県でも県教で考えていることもやはり小中高一貫教育というものが基本の中にあるようでありす。したがって、当市には平成25年から募集停止になった県立寒河江高校の果樹園芸科のある高松農業校舎があるわけでありす。高校再編整備計画の中で、県内西村山地域の基幹産業である農業、特に果樹の振興には欠かせない学校でありましたが、存続運動がおくれたのか、情報のキャ

ッチが遅かったのかわかりませんが、全市挙げての存続運動のいかにもなく募集停止になってしまいました。これは、高校再編に対する情報のキャッチがおくれたのも一因ではないかと考えられました。

特別支援学校の整備方針の中には地域住民との交流活動による良好な関係を維持するともあるようですが、農業校舎は地域内の保育所や小学校との交流、山形市の霞城学園高校との交流授業など情操教育の一翼も担ってきたものではないかと思えます。今回の特別支援学校の西村山地域の設置は小学部と中高学部を別々に設置するようではありますが、県有施設でもある農業校舎を活用した小中高一貫教育ができるよう誘致活動を強力にすべきと思うところでもあります。

あるいは、小学校は先ほどありましたように県や市の教育委員会で考えているような市内の小学校を活用し、中高等部は県有地を活用した小中高一貫教育を提唱し、誘致活動をもっと強力にすべきと思うが、どうでしょうか。その点についてお伺いしたいと思えます。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 特別支援学校の小中高一貫教育と寒河江高校高松校舎への誘致という御質問を頂戴いたしましたので、お答えを申し上げます。

特別支援学校につきましては、将来的な子供の自立に向けましてその指導内容、指導方法の両面から見ましても段階を経て指導できることが望ましいということは当然でありまして、小中高が同じ校舎で学ぶ議員お尋ねのいわゆる小中高一貫校の設置、これが理想的であると私どもも考えております。

先ほども申しあげましたとおりでございますが、今回の西村山地区への分校設置は喫緊の課題であることから既存の空き教室を活用することにより平成26年度からの小学部の開設が可能となるというものでございます。長時間通学の負担につきましては、学校に通い始める小さいお子さんほど子供ほど大変であると思えますので、小学部の子供たちが市内の学校に通うことができるようになるということはその面に関すれば極めて意義のあることと考えております。

なお、県の教育委員会では開設後も在籍する人数などの子供たちの数などの状況を見ながら、おおむね5年ごとに設置のあり方の見直しを行っていくと伺っておりますので、将来的には中学部、高等部をあわせた特別支援学校を新たに寒河江市に設置するという考え方に沿って今後の推移状況をよく見きわめながら適時的確に対応してまいりたいと考えております。

後段の高松農業校舎にということに関しましては教育長より答弁を申し上げます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 今、委員長がお答えしましたように、小中高一貫校の設置というのは私どもといたしましても大変望ましい姿と考えているところでありまして、その上で将来的な設置に関する要望のあり方ということになるわけでありまして、その上で将来的な設置に関する要望のあり方ということになるわけでありまして、議員から御指摘のありました寒河江高校高松農業校舎につきましては設置者である県または高等学校あるいは関係者、関係団体のそれぞれの意向もあろうかと思えます。寒河江市の高等学校の未来を考える会などの活動もあるわけでありまして、今それぞれの果樹園芸科がなくなった後の農業教育の充実をどうするかということで懸命に考えている高等学校のところもあるわけでありまして。市の教育委員会といたしましては、まずは平成26年度の小学部の開設に向け適切な準備を進めてまいりたいと思っておりますが、その後将来的な要望のあり方につきましては関係する方々の御意見をお聞きしながら十分な連携や調整を行った

上で進めてまいりたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 何だかもっと早く終わらと思ったんだけど、時間がかかってしまいましたので、ちょっとはしょってまいりたいと思います。

ただいまの小中高一貫教育のできる施設、私は高松の農業校舎と申しあげてまいりましたけれども、ことしから募集が停止になり来年、今2年後にはいなくなってしまう。しかし、いなくなってもまだ左沢高校に、総合学科で1年生は全員が農業実習をするんだという計画であそこはまだ使うという計画もあるわけでありまして、2年生になりますと選択制になりまして、どれくらい果樹園芸とか農業の関係に残る者があるのかなといいますと、残念ながら余りいないんじゃないかなと。本当は私も残していきたい、私の母校でもありますから。しかし何も使わなくなったからどうでしょうかではもう遅過ぎるんじゃないか、早目に手を打ちながらいろんな今後の活用にしていかなければならないんじゃないかと思ったところであります。

したがって、今後も5年ごとに設置の見方もしていくということなどもあり、そしてまた近くに特別支援学校ができれば理解も深まってまた人数もふえてくるんじゃないかなということもありますし、引き続き運動していただいでできるだけ早く、何も高松の農業校舎ということだけでなく一貫校を寒河江市内に、交通の便もいいわけでありまして、していただくように引き続き誘致活動に頑張っていただくようお願いを申しあげまして次に移らせていただきたいと思います。

次に、通告番号15番の模擬議会の開催についてであります。

市内の小中高校生による模擬議会の開催について伺います。当市議会では、市民に開かれた議会、市民参加を推進する議会、市民に身近な信頼される議会を目指して昨年7月1日に市議会基本条例を策定いたしました。

寒河江市の教育行政の一般方針の一つとして「新しい時代を切り拓く人づくり」を位置づけ、その中には「学ぶ場があるまちづくり」「道徳心、社会性を育むまちづくり」「いのちと心を育む、食育を推進するまちづくり」等があります。市内には平成25年度、小学校5・6年生で829名ほど、中学生は1年生から3年生まで1,275名ほど、高校生は1,200名ほどの児童生徒がおるようであります。これらの児童生徒は将来の日本を、山形県を、最も身近な当市を背負っていく若者に成長していく人たちであります、豊かな心を持ち、想像力に富む人間へと成長してほしいものであります。その過程の中で、行政や議会活動への理解と興味を持ってもらうことも大変重要なことと思っております。その方策として、社会学習の一つとして小中高校生を対象とした模擬議会を開催してみたいかでしょうか。お伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 模擬議会の開催についての御質問がありましたのでお答えいたします。

この模擬議会につきましては、本市におきましても平成17年、18年の2カ年にわたりまして青年会議所の主催によりまして学生議会として開催されたということをお伺しております。この学生議会は平成17年度を例にとりますと、市内中学生を対象とし、49名の応募者から当時の議員の皆さんの定数と同じ21名が選ばれ、寒河江市のまちづくりに関する質問や提言を行うといった内容で開催されております。議員の御指摘のとおりでありまして、こうした取り組みを通じて本市の未来を担う子供たちが身近な政治に対する課題意識を持ち、主体的に考えるということは極めて重要なこと、

価値のあることだと思っております。参加した生徒にとっては貴重な体験をしたのではないかと感じております。

一方、こうした議会、これまでの例から見ますように、全ての生徒ではなく代表の生徒が参加するという形にどうしてもならざるを得ないと思います。そういうことから、教育委員会が主催し、学校の、何ていうんでしょうか、教科というんでしょうか、教育活動の中に位置づけるということはなかなか難しいと現時点では考えております。

意欲のある児童生徒にこうした機会をいただくということは、私どもの教育サイドから見ても大変ありがたいことでありますので、こういう企画がなされ実施されるということについては、可能な限り協力をさせていただきたいものだと考えております。以上であります。

○高橋勝文議長 杉沼議員。

○杉沼孝司議員 可能な限り協力させていただくという、そして学校としてはなかなかできないということのようでもありますけれども、私は正しい政治、行政というものを地域のあるべき姿というものを覚えてもらうのも小中高校生時から模擬議会等を通じて覚えている、覚えるということのも社会科学習の一環として有効な手段の一つと思っております。

酒田市のある学校では、社会科学習の一環として実施してことしで8回目を数えている学校もあるようです。本市では、先ほどの答弁にありましたように、可能な限りという御協力ということでもあります。ですけれども、市内のいろいろな団体より依頼のあったときにはぜひ御協力くださるようお願いをいたしまして私の質問を終わりたいと思います。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は10時45分といたします。

休 憩 午前10時28分

再 開 午前10時45分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

川越孝男議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号16番から19番について、16番川越孝男議員。

○川越孝男議員 通告に従い順次質問をいたします。

通告番号16、交通事故防止の観点から安全な道路管理について伺います。

市内には国道、県道、市道などがあり、道路管理者もそれぞれ違っているわけですが、交通事故をなくすという共通した課題があります。これまでもそれぞれ取り組まれているわけですが、一歩突っ込んでお伺いをしてまいりたいと思います。

1つには、夜間照明設置の工夫であります。一昨日も取り上げられておったわけでもありますけれども、交通死亡事故の多発ということから事故を減らすためのモデル路線として寒河江の石山鉄工所から陵南中学までのあの道路、一昨日も話がありましたように議会でも全員で現場を見たりしているわけでもありますけれども、その道路でも感じるわけでもありますけれども、夜間照明の設置について少し工夫をすべきだと思うんです。

というのは、あの道路、石山鉄工所のほうから陵南中学校に向かっていく場合、左側の歩道のほ

うに街灯がずっとついているんです。今回、一部右側にも設置になりました、つい最近。そしてその道路を通る際、特に雨降りの夕方などから夜にかけて自分のライトで前は明るくなるわけです。そして街灯もあるわけです。後ろから後続車がいたり、あるいは対向車がいると、右側から横断している人も見えるわけでありましてけれども、これが後続車や対向車がない場合にどうしても暗くて見にくいという状況があります。私も何回かあそこ、夜通りながら車来るときと来ないときを通ってみながら見ているんですが、そういう意味では非常に暗くて視界が悪くなり横断者の発見がおくれるなど危険度の度合いが増しているから、やはり左側だけでなく両側に、交互にでもいいですのをつけるということにおいて全体的に人間の視界がきくのではないかなという思いをしていますので、ぜひそういうことを御検討いただきたい。

そしてあそこは県道でありまして、県道は後でまた触れますけれども、県道ということになるのかもわかりませんが、やはりセンターラインのある市街地の道路などについてはぜひそういう形で両側に照明が設置になるようぜひ検討していただきたいと思いますが、このことについてまずお尋ねをします。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 おはようございます。

川越議員の御質問にお答えを申しあげたいと思いますが、交通安全全般にわたっては御案内のとおり寒河江市の対策として第9次の交通安全の計画というものを一昨年つくらせていただいて、その中で市民の皆さんに対する交通安全思想の普及でありますとか安全運転の確保、そして御質問にもありましたけれども、道路交通環境の整備というようなことを中心に、効果的な施策を総合的に展開をしてきているところであります。

先ほど御質問にありました昨年11月9日の県道元町高屋線で発生した死亡事故でありますけれども、夕方5時過ぎの薄暮時に道路横断中の90歳のお年寄りが左から走ってきた軽自動車にはねられるという事故でございました。事故の後に、関係者が集まって緊急の対策会議というものもさせていただきましたけれども、その中では地域の方々から、御質問にもありましたけれども、道路が暗いことが交通事故の原因なのではないかというようなこと。それから道路側も車道側もぜひ明るくしてほしいという御意見が出されているところであります。

御案内のとおり、先ほどもありましたけれども、道路の照明というのは道路管理者が設置管理する道路照明のほかに、市が設置をして地域の町会などが管理する防犯街路灯というのがあるわけですが、緊急の対策の会議の御意見を受けて1月に現場付近の道路に車道側に向けて3基のLED防犯街路灯の新設を行わせていただきました。先ほどありましたけれども。また、平成25年度においても御案内のとおり既存の防犯灯をLED化するという事業を展開していく中で新規の設置なども予定させていただいているところであります。

今後、先ほど御質問にありましたけれども、センターラインのあるようないわゆる広い道路などにつきましては、地域の皆さんとともに協議をしながらそういった街路灯、防犯街路灯の設置などについても鋭意検討していかねばならないと思います。

ただしかし、これはあくまでも防犯上の街路灯というのが基本的な目的の街路灯であります。交通安全ということになれば、その目的は街路灯は副次的な意味ということになるわけでありまして、道路照明という本来の目的の街路灯についてはぜひそういった照度のあるものを設置をしてい

かなげりゃならんと考えておりますし、また国や県、国道や県道などについても道路管理者にそういう道路の照明、街路灯というものの設置について働きかけをしていくことを進めていかなきゃならんと考えているところであります。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、市長からも答弁あったし、一昨日もあったわけでありまして、市は市道の道路管理者というのは当然なわけでありまして、そして市の道路管理上の照明設置責任というか責務というのは、市道の交差点であるとか橋であるとかトンネルとかそういうものでありますということが一昨日も述べられました。また、市民生活上とか防犯上必要とされる街灯や防犯灯とは区別されるべきだというのは今の市長のお話でもありました。

しかし、そういう点が市民には理解されないんだと思うんです。もちろん、予算上はそういうことでわかりますけれども、交通安全上やはり明るくしてけるとなればこれは防犯灯だといいいけれども建設管理課の照明とはならないと。

ここがやはり縦割りのお役所だと思うんですが、今回のもちろん法的には道路法施行令第1条の5で市が国道や県道に対する街灯の設置は認められているんですね、補助的なものとして。県は、国道は国、県道は県というだけで市道は市というだけでなく法的には市であっても国道や県道にもつけることができるようになっておるわけでありまして、今回議会に提案されている平成25年度予算でも8款土木費に1,600万円が主要地方道天童大江線のLED街灯設置費交付金として計上されているわけですね。だから、街灯としてもそっちからもできるわけで交差点とか何だけでなく、この辺の出す基準というやつをきちっと明確にしていくということが市民から理解を得るための一つの要件になるのでないかなと、だめだと私は言っていない。そういうふうにすべきだと私は思うんですが、時によってはこれは県道だからだめ、国道だからだめだっていいながら場所によっては8款からも出る、2款からも出るということになっているので、この辺の出す基準を少しつくっていただきたいものだなと思うんであります。

したがって、縦割り行政でなく基準を明確にした上で市民の理解が得られるような柔軟な対応をとるべきだと思いますけれども、このことについても市長の見解をお聞かせいただきたいと思いません。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市としては柔軟な対応をしているんだと思います。そういう意味で、本来的に県道とか国道でありますからその道路管理者が設置していただくのが、まずは。ただ、我々としては一緒になってモデル路線などについては、県もちろん市も地域の皆さんも警察も一緒になってここを安全対策のモデル路線として整備をしていく必要があるということで、市は市としての協力をさせていただいているわけでありまして、ぜひその点についても県に十分理解をしていただいてそこら辺は協力をしていただくということが必要であろうかと思えます。

ただ、街路灯、防犯灯という設置の仕方をすれば、さっきも申しあげましたけれども、道路照明とは照度も違うしということがありますから、交通安全の本来の目的の街路灯というものはきちんと整備をしていくことが交通事故防止につながっていく、本来的にはそうだと申しあげているわけでありまして、よろしくをお願いします。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひ柔軟に対応してほしいと私も思いますし、そこの辺の基準というものが明らかになっていると市民の方々は誤解を招かないんだと思うんです。あるときにはだめといいながらあるときにはいいと、ここの部分がもう少し市民にわかりやすいようにしていただきたいということを申しあげておきます。

次に、街路樹管理の徹底について伺います。

道路標識の設置については道路法第45条第1項で道路管理者に課せられています。さらに、道路標識、区画線及び道路標示に関する命令で、種類、番号、標示する意味、設置場所が定められています。しかし、標識などが常に見える状態に保つことや視界を妨げる行為の禁止項目は見当たりません。今回提案されている寒河江市が管理する道路の構造の技術的基準を定める条例においても、この定めは見当たりません。

ところが、一昨日の質問にもあったように、信号機や道路標識などが見えにくいあるいは非常に見づらいところが多くあります。したがって、今回の条例制定を機に、全市的な街路樹の一斉点検を実施をして、必要によっては伐採を含め対応すべきと思いますが、これもこれまで何回と問題になっている課題でありますので、市長から見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 街路樹の管理をもっと徹底すべきではないのかという御質問でありますけれども、先般の一般質問で太田議員の質問にもお答えしているわけでありましてけれども、基本的にそういう交通安全上支障のあるような街路樹などについては、やはり安全上を優先させて整備をしていく、管理をしていくというのが基本だろうと思っております。

具体的な御質問の内容については建設管理課長からお答えさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 街路樹の管理の徹底につきましては先日の一般質問でも御指摘いただいておりますところでございますけれども、街路樹につきましても当然交通安全の部分もございまして、道路の景観の向上とか沿道の生活環境の保全あるいは道路交通の快適性、安全の確保や自然環境の保全に資するということを目的として道路に植栽しております。

街路樹は道路の建設に合わせて植栽されておりますけれども、同時にやはり御案内のとおり標識につきましても十字路とかあるいは幅員減少など、あるいは道路案内標識などの道路警戒標識がよく見えるように、交差点の見通し等も含め安全には基本的には十分に配慮して植樹をしているところではございますけれども、やはり年数が経過しますとどうしても小さかった街路樹も大きくなり、枝葉が茂ってまいりまして御質問にありましたとおり道路の標識が見えにくくなる箇所が出てくるということについては承知しているところでございます。

本市では道路のパトロールによる点検により街路樹の定期的な剪定等を行っているほか、地域の交通安全活動の推進員の方や地区の町内会等の方々から御連絡があった場合には速やかに樹木の剪定や伐採、道路標識等の移動について対応させていただいているところでございます。交通安全の観点からいち早く対応が必要なことでもございますし、今後も随時道路パトロール等による街路樹の管理徹底に努めてまいりたいと考えているところでございますけれども、管理方法については今後も調査・研究してまいりたいと思っておりますし、道路パトロールの体制については新年度から強化をしていきたいという部分でも考えているところでございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 道路パトロールについてはぜひそうやっていただきたいと思いますが、今回私が申しあげているのは、条例もつくるものだからこの際一斉に1回どういう状態になっているのか点検をしてほしい。そして、ただちょこちょこ切っただけでだめな、やはり私は見ていっぱいあります。剪定しただけでだめだと思う箇所が。したがって、そういうところについては地元にも話しながら伐採もするよな、そういう計画をきちっと立ててほしいということで申しあげていますので、ぜひ受けとめてやっていただきたいと思います。

次に、電柱の民地への移設について伺います。

歩道の設置されていない生活道路に設置されている電柱は、特に冬期間の除雪の妨げや通学、通行時の安全確保の面からも極めて問題があります。したがって、関係者の理解と協力を得て民地に移すことが必要だと思います。これまでも行われている地元からの要望が出てからの対応だけでなく、道路管理運営上移設が必要と思われるような箇所をこれまた一斉点検を実施して、必要なところについては逆に市からそれぞれの地域に相談を持ちかけるという、こういう関係をつくっていただきたいと思うわけでありますけれども、このことについても市長の見解をお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市道の敷設されているところには電柱あるいは電話柱、それから支線、支柱などというもので大体3,500柱ぐらいあるそうでありますけれども、いろんなケースがあってまた地域の皆さんのケースも状況も異なっているというのが実情だろうと思いますし、そういうのを踏まえて一斉に点検をしてはどうかというお話でありますけれども、なかなか具体的には個別にケースで苦労している建設管理課長がおりますから、その辺から御答弁をさせていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 富澤建設管理課長。

○富澤三弥建設管理課長 先ほど市長からもありましたけれども、現在市道敷地上には3,500本ほどありますけれども、市道敷地といいましてものり面であったり車道に多分、川越さんが御指摘なのは車道の脇のほうにということだと思っておりますけれども、さまざまな形態がございます。やはり、特に私どものほうでは除雪に関して不便を来しているところもあるとは聞いているところでございます。

ただ、電柱の道路敷地から道路敷地外への移転につきましては通常私どもでは道路改良とか側溝整備工事に合わせて実施させていただいていまして、単純に費用負担の部分でありますと、道路工事に伴う電柱移転につきましては費用負担の割合を協定しております、東北電力さんと。電力柱だけでございますけれども。道路管理者が実施する工事を伴わない場合については基本的には原因者負担という形が一般的になってしまいます。道路施工とか側溝だのいわゆる私どもの改良工事に合わせれば費用負担としては30%で、残りは電力さんが負担するということが今のところの現状でございます。

また、御案内のとおり私有地の移設については土地所有者の方の御了解が必要でありまして、私どももそうですけれども、地域の方あるいは議員の皆様の方でも御努力いただいているというなんかもあるんですけれども、なかなか快諾していただけないという事例もございまして、そういったところでちょっと滞っているところも実際にはあります。こうした費用とかあるいは所有者の理解

という問題もございますけれども、諸課題はありますけれども、道路パトロールの点検によって道路通行の安全確保上移設が望ましい箇所を把握をしながら、移転方策については今後検討してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 ぜひこれも今までの形だと市の工事に伴ってというのはもちろんあったわけですし、地域で何とかこれを移すべという事で市に相談ということもあったんだと思います。ところがやっぱりなかなか地域でそこまでなるといっても、先ほど課長からあったように理解を得るといって合意を得るといっては大変だということがあるわけですが、道路の安全上除雪や通学ということを考えれば問題の箇所があれば、やはりここの地域のここは何とか移したほうがいいんだけれどなどということそれぞれの地域に落とすと、そしてその地域の中でそのことをみんなで相談するという、こういうこともこれから市民参加の寒河江のやり方としてはやはり行政側からの提起ということもあっていいのではないかと私は思うんです。そしてもちろんお金かかるものでありますから、そういうものを寒河江全体的にしていくと、どれぐらいの総事業費が見込まれるのか、それをやはり年次計画を立ててやっていくということなどを考えれば、ぜひ必要な対応策の一つであろうと思いますので、ぜひ今後検討していただきたいと思います。

次、通告番号17、市職員の退職後の市関係団体を含めた部署への就労状況について伺います。

年金受給年齢が65歳に引き上げられ、多くの市民が困っているのに、市のいろんな部署に60歳で市役所を管理職で退職した人や退職した学校長が多くいるわけでありましてけれども、誰がどのような方法で選任されているのか。安い非常勤特別報酬の特別職の報酬で働いてもらっていると言われるけれども、退職共済年金と合わせてもらっているのではないかと、こういう声が寄せられるわけがあります。

そしてまた、2011年7月20日号の市議会だよりに、市民の方から「今の就職状況は最悪です。正規職員の採用を控え、臨時職員、派遣社員、嘱託職員で補充し続け、そしてふえる若者のフリーター。これから人生を歩き始める若い人たちには生活の支えとなる仕事なくして将来の人生設計は立てられません。ところで、私も定年まであと2年。30数年働いて若い人に教えられることは何だろうと考えるようになりました。それは、自分の子供に対しても何もないとしたら、年金支給まで働き続ける人が多い中、私は60歳定年をもって若い人へエールを送りながらバトンを渡そうと思う。渡すタイミングを間違えて人間失格にならないように」という声が議会だよりで寄せられています。そして、市民の方々から、やはり自分だけいいという考えは改めらんなね時期なのではないかという声があります。

そこで、お尋ねをしますが。管理職、一般職ごとに過去5年間の市関係の職場に働いている実数と市及び県職員退職後のいわゆる天下りと国で言われるような就労状況を、ポストと前職について教えていただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 具体的な数字でありますので、総務課長からお答え申し上げます。

○高橋勝文議長 犬飼総務課長。

○犬飼一好総務課長 お答え申し上げます。

最初に退職者の実数でございます。過去5年間における市職員の退職者は66名でございます。内

訳としましては管理職である課長級の方が31名、それ以外の職員の方は35名ということでございます。退職者66名のうち市非常勤嘱託職員として再就職している元市職員は6名。また、いわゆる外郭団体等に再就職した元職員につきましては8名でございます。内訳につきましては、課長級が13名、課長補佐級が1名でございます。

次に、就労状況につきましてお答え申し上げます。現在の就労状況についてでございますけれども、2月末現在での市の非常勤嘱託職員に11名、その他団体に7名でございます。市及び県を退職後すぐに就職した方は14名、一度民間等へ就職した後に再就職された方が4名おります。

最初に市への在籍状況でございますが、現在市の非常勤嘱託職員全部で44名任用しております。そのうち、11名が市及び県職員等の退職者でございます。また、元職は市の課長級が4名で、市の課長補佐級が1名でございます。そして教員が6名でございます。

次に、各団体の在籍状況でございますけれども、現在7名が市及び県職員の退職者でございます。内訳について申し上げますと社会福祉協議会が5名、体育振興公社1名、土地開発公社1名でございます。これらの職員の元職は市の課長級が5名、教頭先生が1名、県の課長級が1名という状況でございます。以上でございます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今、それぞれ実数が明らかにされたわけでありましてけれども、ほかにも直接市でないということで、例えばシルバー人材であるとかいろいろなやつがもっとあるわけでありましてけれども、それは直接市でないということでありまして了解するわけでありまして、この数字についてやはり市民の皆さんはどう受けとめるのかということがあろうと思います。

それで、こういう方々が就労しているということがわかりました。それで、その採用方法がどういうふうになっているのか、何か既得権的になっているのんねがという考えをお持ちの市民の人もいますけれども、そういうことがないんだということを理解をしてもらうためにも、現在の採用方法、現状どうなっているのか。そして何か課題があって今後改善すべき点などがあればそれらも含めてお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 市の非常勤嘱託職員として採用する場合は、設置要綱などによりまして行政経験と知識が豊富であること、さらには地域と行政との連携にたけていること、さまざまな行政経験や技術を後輩に引き継げること、そして社会教育や学校教育への知識と経験が豊富であること、それぞれのポスト、職によってあるわけでありましてけれども、そういった視点でもって人選をして書類審査によって採用しているというのが実情であります。市のことはお答え申し上げることはできますが、市以外の団体についてはそれぞれ各団体で採用基準があろうかと思ひますし、決定しているんだと思ひますから、私のほうから申し上げるべきものではないと理解しております。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 それぞれの団体においてももちろん採用するために一定のルールがあるんだと思ひますけれども、市民からそういう目で見られているということも十分受けとめていただいて、そういう部分を透明化していくということが行政に対する、市の外郭の団体に対する信頼にもなるんだと思ひますので、ぜひその点については受けとめていただきたいと思ひます。

そしてまた、60歳で定年のまま年金受給年齢を65歳にするというのは、私も問題だと思ひます。

したがって、私は年金が受給できる65歳まで働き続けられるような体制をつくるべきだと思います。

例えば定年制の延長であったり、あるいは退職後の再任用制度を制度としてきちんと設けるということなども必要だと思いますが、寒河江市の職員に対する再任用制度に向けた市の対応が、今どういうふうになっているのかお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 寒河江市の再任用制度の取り組み状況というようなことで御質問いただきましたが、お答え申しあげたいと思いますけれども、平成25年度以降、御案内のとおり公的年金の支給開始年齢が段階的に引き上げられるということに伴いまして現行の制度では定年退職後の公的年金が支給されず、無収入になる期間が生じるということから、雇用と年金の接続が官だけでなく民も共通の大きい課題になっているのは御案内のとおりです。

民間におきましては、法改正によって定年退職後に継続して雇用する制度を導入する場合には、基本的に希望者全員を継続雇用する仕組みが構築されているわけでありまして、公務員についてもその措置が求められている。川越議員御指摘のとおりだと思いますが、まだ所要の改正ということまでには至っていないというのが状況であります。

昨年11月26日に、総務省自治行政局から「地方公務員の雇用と年金の接続の対応について」という通知が出されています。その中で、平成25年の定年退職者については、平成25年度の退職者というのは来年度3月でおやめになる方という意味ですね。平成25年度の定年退職者については、現行の再任用制度により公的年金支給開始までの間、退職者本人の意向を十分踏まえて可能な限り雇用の継続を図るよう配慮すること。また、任命権者においては、雇用と年金の接続を図るとともに現行の再任用制度の職員への周知、さらには定年退職予定者等の意向把握、再任用職員を充てる職の検討、職務の再編などによる再任用ポストを確保することということで、必要な準備を進めなさいという通知がなされているところでございます。

そういったことを受けて、寒河江市におきましては年金の段階的な支給開始年齢の引き上げに伴いまして年度ごとの対応をしていくということにしているわけでありまして、年度ごとに新規採用職員にかなりの偏りが生ずることが予想されますので、これらを平準化するための措置として、また平成25年度退職者から本格的に再任用制度を実施するための試行として、平成24年度の退職者から再任用を実施していきたいということで今進めているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 今の総務省の通知に基づいて寒河江市でも具体的に準備をしながら試行しているということですので、ぜひ、相手もあることですので、十分協議をしてスムーズにその過渡的な部分のものを運用できるようにしていただきたいということを求めておきたいと思います。

次に、通告番号18、ポスト花咲かフェアの実施について伺います。

これまで寒河江市では10年間にわたって花咲かフェアを開催をいたしてまいりました。しかし、これを実施しているのに市内の経済に対する波及効果について市民の実感がなかなか薄いという声が聞かれます。その課題、問題点や反省点をどのように認識をされて、そして今年度から10年目の節目からリニューアルした事業に展開なるわけでありまして、それらにどのように生かされるのか、まずお聞かせをいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 花咲かフェアについては、平成15年から10年間都市緑化フェアの後を継いで寒河江市独自でイベントを展開していきました。累計で236万人の入場者を見ているところでありまして、寒河江市を代表するイベントと成長してきたのかなと思っているところでもあります。

特に、去年は10周年ということで6月9日から7月1日まで延べ20万人を超す来場者を迎えて10周年を飾っていただいたところでもあります。

この花咲かフェアについての目的なり狙いというのは、今さら申しあげる必要がありませんけれども、またこのイベントについては実行委員会形式で多くの市民の皆さんのボランティアも含めて御協力をいただいて手づくりのイベントだということで、そういった意味では市民参加型の非常に寒河江らしいイベントだったのではないかと思いますし、御案内のとおり6月の開催でありますから、さくらんぼに観光に訪れる皆さんのもう一つの楽しみということで大変10年間効果があったのではないかと成果があったのではないかと考えています。

一言で申し上げますと、市民に対する緑化の意識向上、さらには市を挙げての緑化の推進、さくらんぼ祭りとの相乗効果による交流人口の拡大、そして寒河江を全国に発信していくなどということイメージアップにも大きくつながったのではないかと考えているところでもあります。

お尋ねは、その会場でのにぎわいはさることながら、まちの中、市街地などがそういうことでそのにぎわいが市街地に及んでいないのではないかというのがやはり声だと理解します。私もそういう声を多くお聞きをしたということを思っておりますが、そういったことでこの間も御説明しましたけれども、新たな11回目のリニューアルしたイベントについてはそういったところを十分反省をしてあるいは見直しをして、さらに多くの市民の皆さんにも喜んでいただけるようなイベントにしていくということが必要かと思っているところでもあります。

花咲かフェアについては経済効果として7億数千万円の経済効果があったということは前の議会でもお示しをしたところでもありますけれども、実態的に市内にもさらに効果が流れていくということ踏まえて、できる限りそういった面で新たな取り組みをさせていただければなと思います。

11回目の新たなイベントについては既に議会の皆様には御説明をしておりますから、私からは改めて申しあげませんが、ふるさと公園のみならずチェリークア・パーク全体でイベントを繰り広げることは、他の施設においてもそれなりのイベントを繰り広げていただいております。来ていただくということがまず第1点であります。そういうのがほかの施設の面でも効果があるということになるかと思えますし、また会場では市内での飲食店とかそういったところの案内でありますとか市内の観光施設に対する案内の窓口をイベント会場に設けていく。

当然その中ではさくらんぼ狩りなどに来た人も予約なしでいろんな、高速道路で来た人なんか当然出るわけですので、急に来てもさくらんぼ狩りの予約ができるようなシステムをつくっていく必要があるのではないかと考えています。それから、もう一つの寒河江の観光資源であります慈恩寺についてもその案内窓口などで十分説明をしていく、あるいはいろんな慈恩寺の優待サービスの特典なども提供できるような、会場でそういうものをしていくことが必要かと思えますし、新年度の事業でまたもう一方でさくらんぼに関連した、さくらんぼの時期に地域の中で、団体も含めてそれぞれがイベントを新たに組み込んでいただいたところに支援していくという制度もありますから、ぜひこの制度を事前に我々のほうで周知をしながら、そういったイベント

などについても会場の中でPRをして一緒にイベントに来た人はそちらのほうに回っていただくなどということも考えていきたいと思えますし、また若い方で寒河江で全国あるいは世界で活躍している方もいる。あるいは、全国で花のほうで全国の表彰なんかも受けた人もいる。そういった方を会場の中で試作をしていただく、あるいはチョキチョキしていただくなどということも非常に新しい試みとしていいのではないかとも思いますから、そういう若い方の力などもおかりして魅力あることをしていってできるだけ市内にもにぎわいを創造していくあるいは波及させていくということも必要なのではないかと思っていますので、御理解賜りたいと思えます。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 やはり、イベントそのものもそうですけれども、寒河江市全体でそこに来た人をどう会場外に経済効果があるような形でかかわりを持たせるかということが重要なんだと思えます。

そうしたときに、寒河江市でもこれまでずっとそういう対応、観光案内ルート開発事業委託業務ということで3年継続で22、23、24、これもやっています、もう多額の金をかけて。そして平成24年度は2,000万円の予算でJTBと契約してやったわけですね。1つは本市のイベント及び特産品のPR、あともう一つはモデルツアーの実施、3つ目が特産品の交流による被災地支援という中で、もちろん2,000万円ですけれども、緊急雇用対策だから半分の1,000万円は人件費です。5人雇っていますから、寒河江でなくて山形ですね。そして寒河江の人は1人だけという状況のようです。

それから、モデルツアー、これ一番肝心のバス40人乗って100台さくらんぼの時期に来るという計画でやったわけです。そしてこれに1人1,000円ずつで400万円、バス1台に1万2,000円で120万円、合わせて520万円、それにそのモデルツアーを引っ張るために宣伝費というのでこれまた80万円となっておったんですが、600万円ね。ところが実際来なかったわけね。

そして8月9日に契約変更です。100台のうち来たのがさくらんぼでは52台、ブルーベリー、イチゴ、神輿、皆合わせて72台だったんですね。そして、もっと問題なのは、これだけ52台バス来たけれども、寒河江市の周年観光農業推進協議会と全然かかわらないのね。寒河江の2つの農園に52台のバスが2カ所だけです。寒河江市でこれだけ600万円の金出しているながら2軒だけ、入っている。昼食は寒河江では1カ所。それ以外3カ所。こういう状況なんですね。

そして、来なくなったからというので契約したのが8月9日です。8月9日にバスこれだけって、そのとき新たに契約したのがバス100台からその時点で71台バス入っているんです。あと1台だけ、バス72台の契約にして。当然私ら一般市民の感覚からすれば100台来るということで契約しているんだからだめだったらその部分カットになるんだろうと思いますけれども、そうでなくて全然ふえない。そして別な部分に金どんどん振り向けていく。ただ、アンテナショップだって6回やるというの3回きりやっています。イベントも19回が15回きりやらない。そして契約変更して金額はそのまま、回数なしにして人来るとことかあとないのよ。そして宣伝とか何かに、あと仙台でのテレビ局の夏祭りとかしたりとかふやしているのがそういうことだったんですね。

それで、こういう状況も農家の人だから、「おらだこれだけ金出たんだから非常に経済効果あんなだべ」と思って見たらばいやということだったので、調べさせていただきました。しかし、これもまたすぐわからないの。月曜日です、実態の数がわかったの。

市長のもとにこういう実態、上がっているのか。いつの時点で上がったのか。もちろん契約変更も途中でやっているわけですが、そういうことがやはり3年間継続でずっとやってきて人集

めるための事業として、そしてこれがこういう実態になっているというのでは、市民みんな力合わせてやりましょうっていったって、周年観光農業推進協議会にも全然話がないという、こういう状況では問題だと思うんです、こういう実態は。どこかに問題があると思うんです。

私は、1つは寒河江市の職員たちもこういう民間の人だとやりとりするときに、もう何ていうか、レベルアップしなければだめだと思います、職員自身。

それから、個人的な対応でなくてやはり行政のチームとしてきちっと言っていくということをしてないとだめなんだと、市民からは寒河江市が食べ物にされてんでないかということまで言われました。そういうことにならないようにすべきだと思いますので、この辺について市長の見解、こういうことが伝わっていたかどうか実態を知っていたかどうかも含めて見解をお聞かせいただきたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 さくらんぼツアーについては、一昨年の大震災の年に観光客が激減をしたというわけですね。一昨年は半分だったわけですがそこを何とか早いうちに回復させたいというようなことで、こういうツアーを企画をしてさせていただいたところでもあります。企画は企画としてそういうことで事前に協議会にも説明をしていたと聞いておりますけれども、2月の時点で予算が通った段階で御説明をさせていただいたようではありますが、具体的にその後の実施の段階では確かに説明が抜けていたということが実態でありますので、その点についてやはり反省しなければならんなど思っているところであります。

それから、雇用については、寒河江は1人だというお話でありますけれども、そのほかに被災者雇用も1名ということでもありますので、御理解を賜りたいと思っているところであります。目的は何かということではありますが、先ほど申しあげましたけれども、さくらんぼの観光のためにお客を取り戻す、震災の風評被害からお客をいかに取り戻す、復活させるかということで、一月半ぐらいの短期的な勝負になっていったわけでもありますので、途中の段階でなかなか思ったようにツアーのバスが組めないという状況の中では、さらに誘客を図っていくためには隣県の個人の観光客に対するPRもしていかなきゃならんというところで、その企画の100台に満たない部分の経費については振り分けをさせていただいて、そういう対応を新たなPR作戦を展開したというのも事実であります。そういうのをやらずに予算は予算として減額をしたほうがよかったのかどうかというところまたいろいろ評価が分かれるのではないかと私は思いますけれども、何とかして、ことしもまたそうでありましょうけれども、必ずしも風評被害が全て克服されたということにはなっていないのではないかとこのところもあります。市としてはいろんな対応の不備もあったことは素直に認めながら、これから本当に関係機関・団体も一緒になって誘客宣伝にも努力をしてまいりたいと思っているところであります。

いろんな市の職員のレベルのお話もありましたけれども、我々は我々の職員の戦力で力で戦うとか頑張るしかありませんので、そういったことも力を発揮しやすいような御支援をいただければなと思っているところでありますので、御理解を賜りたいと思います。

○高橋勝文議長 川越議員。

○川越孝男議員 時間がなくなりましたがけれども、この問題、かなり問題です。私今まで調べている関係では、したがって、最後に市長が言ったように誰かをどうするんねぐ。本当に問題点を明らか

にしない限り何ぼ金かけたって人を誘客するものにあらわれてこないというのではだめですので、引き続き調べさせていただきながら勉強させていただきながら提案をしていきたいと思います。

やはりこれでは、ただ職員はだめだと言ったんでないんです。やはり、業者と対抗するには少人数というか個人でなくてこちらはチームとして行政として対応しないとだめだ。やはりいろんな形で寒河江市、そういう弱点があるのかなという思いがしています。きょうは言いませんけれども、これまでいろんな部分でありますので、そういう部分も後に提起をさせていただきながらよりよい体制を当局と私ども議会という立場でもつくり上げていきたいということを申しあげながら、最後の通告課題について時間なりまして申しわけありませんが、別の機会にお尋ねをさせていただきたいと思います。

きょうは本当にありがとうございました。

○高橋勝文議長 この際、暫時休憩といたします。

再開は午後1時といたします。

休 憩 午前11時46分

再 開 午後 1時00分

○高橋勝文議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

荒木春吉議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号20番について、11番荒木春吉議員。

○荒木春吉議員 私は新清・公明クラブの一員として、通告20番の教育諸問題について質問いたします。教育委員長の答弁、よろしく願いいたします。

まず（1）虐め・体罰・言葉の暴力等の調査、現況、その対策について伺います。

大津市でのいじめによる中学2年生の自殺、大阪市桜宮高校部活動指導者による体罰での自殺等暗い報道が続いています。昭和うん年に制定された学校教育法第11条には、懲戒は認められても体罰は禁止と明記されています。なぜやっちはいけないことが学校で行われるのか。最初に、本市内の小中高での虐め・体罰・言葉の暴力などの調査の有無について伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 お答えを申しあげます。

虐め・体罰・言葉の暴力の調査、現況、対策と多岐にわたっておりますので、順を追ってお答え申しあげたいと思います。

初めに、いじめに関する問題についてでございますけれども、いじめは決して許されないという行為であることは言うまでもありません。一方、どの学校でもどの子供にも起こり得るという認識もまた必要であります。その上で、いち早く兆候を把握し深刻な問題となる前に適切に迅速に対応する、対処するということが重要であると考えております。

お尋ねの調査に関してでございますけれども、現在本市におきましては学期ごとに調査を実施いたしまして、各学校の実態を把握しておるところであります。今年度2学期までですけれども、発生活況を申しあげますと小学校では6件、中学校1件、合わせまして7件となっております。具体的な内容ですけれども、主に悪口、仲間外れといった内容でありますけれども、いずれも現在は解

消されておるところであります。引き続き、関係する子供たちの状況を注意深く見守っていく必要があるものと考えております。

いじめに関してでございますけれども、最近インターネット上で悪口を書かれたといった事例も見られるようであります。情報化社会が進展する中、本市におきましても情報機器を活用した教育を進めておりますけれども、同時に情報社会の負の部分についての理解を深め、情報モラルやマナーといった点を十分に指導していく必要があると改めて感じております。

市内各学校では、アンケート調査や個別面談を学期ごとに実施するなど、早期発見に努めております。今後とも相談機能の充実を図り学校として組織的に対応できる体制を整えるとともに、家庭との連携を密にしながら一人一人の状況を細やかに把握できるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、体罰に関する問題であります。体罰はただいま御指摘がありましたように学校教育法で禁止されて、決して許されない行為であります。昨年末、大阪市において部活動の体罰が背景と考えられる高校生の自殺という深刻な事案が発生しました。文部科学省ではこの問題の重要性を認識し、体罰に関する全国的な実態把握を行うべく各都道府県教育委員会へ調査の依頼を行ったところであります。

本県の教育委員会ではこれを受けまして、このたび徹底した実態調査を行うということになりました。本市におきましても現在市内各学校で調査を進めているという段階であります。教育委員会といたしましては、県の実施要項に基づきまして各学校での確実な徹底した調査が実施されるよう指導を行ってまいりたいと考えております。教師が子供たちの成長を願いながら教育活動を行っていく中では、厳しい指導を行っていかなければならないという場面もあります。しかし、体罰は決して教育的な指導ではありません。子供の体ばかりでなく心や人格をも傷つけ、周囲の子供たちにもマイナス、負の影響を及ぼす行為であります。この調査の機会といいますか、この機会を捉えてこうした教師の基本的な指導観といいますか、徹底してまいりたいと考えております。

また、議員からは言葉の暴力といった問題の御指摘、御質問がありました。言葉による不適切な指導については、今回の調査内容である体罰の定義には含まれておらないということでありませけれども、場合によっては体罰以上に子供の心を傷つける行為であると考えます。

教育委員会といたしましては、これまでも体罰の禁止とあわせて言葉の暴力に対する指導を行ってまいりましたが、今後とも具体的な事例を示しながら指導を徹底し、体罰や言葉の暴力とは無縁の信頼される学校づくりに努めてまいりたいと考えております。以上であります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 いじめについては件数と内容を教えていただきましたが、体罰は結果が今調査中というか、INGということなんで、いつごろまでに終了して公表というか、結果を知らせるのがいつごろなのか教えていただきたい。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいまお答え申しあげましたように現在調査中であります。現に担っております教育長より答弁をいたさせます。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 お答えいたします。

今回の調査は、教職員のみならず保護者そして4年以上の児童生徒にもアンケートを行うという非常に大規模なものとなっております。また、アンケートの結果を受けて判明した事案については丁寧に事実関係を確認しながら進めるという作業も大事なものとなっております。

したがって、各学校及び市教育委員会における調査については3月中に終わることをめどとしております。市教育委員会としては、体罰の事案が判明次第、教育委員会への報告をいただくとともに必要に応じて児童生徒や保護者への説明を行うなど、学校と十分に連携しながら迅速に適切な対応を行ってまいりたいと考えております。

なお、今回の調査の主体は県教育委員会が実施した県下一斉の調査であります。結果の公表等につきましては今後県の考えも受けながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 体罰については3月中に調べが終わるということなので、結果を知らせることについてはまた県教委と相談しないとわからないということですが、こちらとしても次の議会での質問がありますので、それに間に合うようにぜひ公表してほしいなと思います。

最後に伺いますが、いじめも体罰もどちらもそうですが、それに対する対策というか主なものか、2つ3つ言ったと思いますが、その中でどれがいいのかももう少しわかりやすく説明していただきたいと思います。

○高橋勝文議長 荒木教育長。

○荒木利見教育長 体罰に関してということでもいいですか。（「いいです」の声あり）

いじめに関しては先ほど委員長がお答えしたとおり、事前にそういったことが起こらないことを要望するとともに、そういったことをいち早く発見しながら軽いうちに対応していくということを基本にして、学校を挙げて今対応しているところであります。

体罰につきましては、先ほど議員指摘のありました言葉の暴力等についても保護者からの御意見も寄せられていることも今までありましたので、教職員が全体に集まる集会等では私のほうから直接、体罰、言葉の暴力等も含めて全体の教職員に対しては指導をしたところであります。

今後、やはり私たち子供たちの前に立って指導する側としての指導のあり方といいますか、指導観といいますか、やはり厳しさは必要でありますけれども、厳しさと体罰は別だと思っておりますので、厳しさは当然子供に求めていくと同時に、体罰をしないという私たちの指導の仕方というか指導力をつけていく、そういった面での先生方への私たち研修の中で指導を徹底していくことが一番大事なのかなと思っています。

そして、子供たちがやはりみずから判断して意欲的に学習、いろんな面での活動ができるように教師として指導したり支援をしたりしていくという、そういった指導をできる教員をふやしていくということが私たちの役目ではないのかなと思っています。以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 じゃあ、課題になっていた次の議会で質問いたしますので、どうかよろしく願いいたします。

次に、学校給食のアレルギー対策と現況について伺います。

昨年12月に都内調布市小学校で5年生の女兒がチーズ入りのチヂミをおかわりして死亡する事故が発生しました。学校側は、乳製品アレルギー児のために特別チヂミを出しているのにかかわらず

にです。最初に、アレルギー対象児童及び生徒数を伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 ただいま質問の中でありました女の生徒が死亡するという、大変残念なというよりも不幸な事案が生じております。私どもも改めてこの食物アレルギーといいますか、その恐ろしさを実感したといいますか、考えさせられたところであります。

本市の学校における現状でありますけれども、食物アレルギーを持っている、症状を持っている児童生徒は小学校に59名、中学校に29名おります。このアレルギー症状は年齢が上がるとともに改善されたり、今まで症状がなかったものが新たに発症することもあるため、毎年度初めに調査を行い症状を把握しております。原因となる食物ですけれども、卵、牛乳、乳製品、魚卵、そば、エビ、カニ、柑橘系果物など子供によって多様でありますけれども、多くの児童生徒、子供たちは少量であれば大丈夫、あるいは食べてもしばらくすると治るなどの軽い症状であります。

ただ、ただいま申しあげました59名、中学生29名のうち、小学校では18人程度でございますけれども、卵、魚卵、そばなどに対して、それから中学校29名のうち1名でございますが、そばに対して重いアレルギー症状を持っているとこちらで把握しているところであります。以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 今、生徒数が一応知らされましたが、軽微なものは結構なんですけど、重篤な人に対してはどのような対策というか、とっているのか教えていただきたい。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 このアレルギー対策には万全を期しているところでありますけれども、具体的に各学校においてどのように対応、対処するかにつきまして学校教育課長からお答えを申しあげます。

○高橋勝文議長 工藤学校教育課長。

○工藤恒雄学校教育課長 それでは具体的にお答え申し上げます。

食物アレルギー対象児童生徒への対処法ということでございます。小学校給食においては、先生の指導のもとに本人が原因物質を除去したり、食べる量を少なくしたりして対応しております。

先ほど申しあげました重い食物アレルギー症を持つ児童につきましては、原因となる食材のかわりの食材を使う代替食、また原因食材を取り除いた除去食、これらで対応しているところでございます。加えて、クラスの中においてでございますが、食物アレルギーに対する理解を全員が深めることで違うものを食べざるを得ない子供への配慮、これとその配慮を行うとともに誤食が起きることのないように全員で協力して行っておるところでございます。また、学校内に校長、学級担任、養護教諭、栄養教諭等で構成するアレルギー対策委員会をつくりまして適切な対応を図っております。さらに、保護者に対しましてでございますが、毎月の献立、代替食、除去食の内容の確認を行う手続を行っております。

中学校の給食におきましては献立にそばは使っておりませんが、そばアレルギーの生徒に対し中華麺の使用を行う場合、製造業者、こちらは大抵中華麺だけでなくそばもつくっておることから絶対混入することのないようにということで、そばとは別の製造ラインでつくっていただいた中華麺を使うという万全を期しているところでございます。そのほかに代替食や除去食を必要とする生徒はおりません。生徒がそれぞれの自分の状況に応じて除去を行ったりしながら対応を行っているところ

ろです。中学校におきましても、保護者に対しましては事前に献立内容を通知し確認を行うということは小学校同様に行っております。

この先、多種多様な食物アレルギーを持つ児童生徒の増加も予想されるところでございます。今後とも、食物アレルギー対策には万全を期して細心の注意を払い給食の提供を行ってまいります。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 せっかく中学校まで給食になったわけですから、給食育で間違っても命を落とすことのないように万全な体制で昼の時間を楽しんでいただきたいなと思っています。

続いて、(3)の小中学校児童・生徒用机更新事業の詳細について伺います。

この更新事業は、実施計画に上がって3年目だそうですが、まずその詳細について伺います。

○高橋勝文議長 渡邊教育委員会委員長。

○渡邊満夫教育委員長 小中学校児童生徒の机を現在更新しておるわけですが、これについての御質問にお答えいたしたいと思っております。

この事業は児童生徒用の机を、何ていうんでしょうか、従来のものより、天板というんでしょうか、これを広げるといいますか、天板のサイズが大きい新しいJ I S規格のものに順次更新するというものであります。

学校で私ども学校訪問なんかでよく見てくるんですけれども、多様な教材が重ね合わせたりして机に広げる学習機会というのが多くなっているようであります。また、教科書などのサイズそのものがB判からA判に変わっているということから机の広さがどうも狭いということで、また机の中に収納することもできないという不都合が生じております。このようなことから、A判に対応した新しい規格に基づく机を計画的に更新しているということでございます。

計画の詳細でありますけれども、平成23年度から5カ年事業として行っております。ただ、平成23年度につきましては、特別な予算上の配慮によりまして小学校6年生の分でございますけれども、平成22年度に補正予算で前倒しをしております。平成24年度からは毎年2学年ずつ更新するものと進めております。

したがって、平成25年度、5年計画の3年目となります。平成27年度の完了を見込んでおります。これによって全校、全生徒に新しい広さを持つ机が行き渡るということになります。教育委員会としましては、今後とも子供たちの教育環境の整備に頑張りたいと考えております。以上です。

○高橋勝文議長 荒木議員。

○荒木春吉議員 前の2つの質問は暗い話だったんですが、生徒のための机だけ今に合ったようにするというのはすごくいいことなので、私質問させてもらいます。多分、机だけじゃいけないんだろうなと、今の現代人の体格に合わせるためには、我々のころと全く教科書から何から違っていますので、それに合わせた事業なのでいい事業なので前のめりで素早く実施してもらいたいなと思っております。

備品が合わないどうしても生徒さんは猫背になったり視野が狭くなったりするので、現代人に合わせた机をそろえるのはとてもいいことだなと私は思っています。

何を話していいか、ちょっと途切れますが、12月17日だったか、私、山形のシベールアリーナに行って、工藤直子さんという国語の教科書に出てくる童詩の詩人がいます。その講演会を聞いてき

たんですが、その詩を読み上げて教育委員会を応援したいと思ったので、披露させてください。

先ほども市長はチョキチョキなんて言葉が出てきましたので、私しゃべりやすいんですが、詩の題名が「おれはかまきり」っていうんですね。多分これは生徒さんの目標でもあり先生の目標でもあり、もちろん教育の目標だなと私は思って聞いてきましたので、下手ですが、読み上げます。平仮名の詩ですが、誰でもわかります。聞いてすぐわかる詩ですから、恥ずかしいんですが、一応下手くそに読みます。

「おれはかまきり」、かまきりりゅうじっていう名前の人が書いた詩だそうです。

「おうなつだぜ おれはげんきだぜ あまりちかよるな おれのこころもかまも どきどきするほどひかっているぜ おうあついで おれはがんばるぜ もえるひをあびて かまをふりかざすすがた わくわくするほど きまってるぜ」

私、神輿会の20周年の記念誌には祝辞を頼まれてこれを引用させてもらったんですが、神輿会の会員もそうですし、生徒さんもそうですし、先生ももちろんのこと、教育の目標はこれにあらわされているのではないかなと思っています。ぜひ、困難な事業はいっぱいあると思いますが、それにもめげずかまきりりゅうじになって頑張っていただきたいと思います。

これで質問を終わります。

内藤 明議員の質問

○高橋勝文議長 通告番号21番について、15番内藤 明議員。

○内藤 明議員 地方自治法の改正に伴う基本構想について、その取り扱いをどうなさる考えか、市長に所見をお伺いいたします。

改正前までの総合計画については、地方自治法2条の4項において市町村に対し総合計画の基本部分である基本構想について、議会の議決を経て定めることを義務づけをされていたことは御承知のとおりであります。それが、第2期分権改革における一昨年平成23年8月1日に施行された地方自治法の一部改正をする法律によって基本構想の法的な策定義務がなくなり、策定及び議会の議決を経るかどうかは市町村の独自の判断に委ねられることになりました。

私は、これは分権改革の視点からすればこれまでの国の後見的な措置を排除する意味合いがあり、市町村において基本構想や総合計画がその役割を終えたということではなく、市町村の自主性の尊重と創意工夫の発揮を期待する観点からの措置と考えております。つまり、策定義務はなくなったので行政が計画的に行わなくてもよいということではなく、今後もそれぞれの自治体の独自性のもとに基本構想は策定すべきものと理解をいたしております。

そこでお尋ねをしますが、自治法改正のもとで議会の議決を含め基本構想を策定する際の手続についても市町村が独自に決めることになりましたが、市長はこの基本構想の策定についてはどのような考えか所見をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 内藤議員からは自治法改正によってその基本構想どうするのかという御質問でありますけれども、結論から申し上げますと基本的には今までどおりに制定を、つくっていくということに考えているわけであります。

平成23年の地方自治法の改正で、これまで市町村が基本構想をつくるということは義務づけがなされていたものが、その改正によって義務がなくなってきたということではあります。

市町村のほうでそれを判断していくんだと、こういうことでありますが、内藤議員も御指摘がありましたけれども、それはそれぞれの地方分権改革、地方の自主性に任せていくという改革の一環であると我々も受け取っているわけでありまして。それ自体としてはいい方向に行っているんだろうと思います。

ただ、ただというか、だから市町村がつくらないもつくるもそれは自由なんだということにはストレートにならないのではないかと思います。これまでもそういう形でつくってきたこと自体は、市民の皆さんは地方自治法に明記してあるから、そういうのは義務だから計画をつくっているんだなと思っている人は誰もいないと思います。我々のやっていこうとしている仕事、あるいはやっている仕事というのはやはり計画というものがあって目指す方向、将来の、今夢集いという将来都市像でありますけれども、そういう目指す方向が示されて、それに対して市民の皆さんも理解をして一緒になって取り組んでいく、行政の役割あるいは民間の役割、それから市民の役割というものがあって、一緒になってまちづくりというのが進んでいるんだと今思っておりますので、そういうたがが外れたからつくらなくていいんだとはならないとも思いますし、市民の皆さんもそういうことは期待はしていないんだろうと思います。今、引き続きそういう計画なり構想なり計画というものはあってしかるべきだという理解をしているのではないかと思っているところであります。これが回答になるかはわかりませんが、そういう気持ちであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 大変結構な答弁だと私は思っているわけでありまして、今までどおりにつくるという考え方でございますので、そういうふうに申しあげたところでありますが、地方分権改革のそうした趣旨からすれば当然そうあるべきだと私も思っておりますので、ぜひそのような形で進めていただきたいと思いますが、そこで、これまでの例えば計画のスパンといいますか、世の中の変動に合わせて、あるいはそれと比較して計画期間が長いという見方もございます。実際、これまでも市長がかわられたときなんかは例えば新第何次ということで見直しをされた経過なんかもございますし、この計画についてはやはりいろんな検討を要するんじゃないのかなと、この際、と私は思っております。これとあわせて、今までは基本構想・基本計画・実施計画と3つの構造になっておりますけれども、所によっては2層構造がいいんじゃないかという見方もありますのでその辺もあわせて、私はまだ平成27年度を目標とする今の計画があるわけでありまして、それに合わせてそうしたこともあわせて検討してみたいかと思いますが、市長の御見解を伺いたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 今の計画は平成27年までなわけですね。そういうことであります。その計画の実現に向けて取り組んでいっているわけでありましてけれども、平成27年になれば新しい計画を、今申しあげたとおりさらに市民の皆さんの期待に応えてそういう計画をつくっていくということを進めたいと今は思っているわけですが、その際の計画の期間あるいは計画の内容などについては当然のことながらやはり事前に検討していかなきゃならんとも思います。

確かに、これまでの県の計画、国もそうですけれども、基本的に10年スパンだということでありまして、ただ10年は余りにも周りの状況が変わってくるということでその間で中間見直しなり3年

ごとに見直しをしていくという仕組みになっているわけでありませけれども、そのそもその計画自体を何年かに、10年を別な期間に新たな期間に設定をしていくかについても、準備の段階でいろいろ審議会などを継続して設置をしているわけですから、条例で、そういった中でいろいろ御意見を頂戴しながら事前の準備というものを一緒になって進めていく必要があると思います。

寒河江市としては引き続き計画をつくっていくということに考えておりますけれども、ほかの自治体なんかの例をいろいろ見るとやはり余りに変化が激しいので計画はなかなかつくれないということ判断している自治体もありますし、やはり状況というものを見ながらあるいはいろんな識者のお話などを踏まえた上で計画づくりをしていく必要があるということ認識しております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ぜひそうしたことを含めて御検討をいただきたいと思います。

そこで、これまでの経過からして市民参加のもとでそうしたこともつくられるだろうということは予想しておりますけれども、これはやはりこれからの行政の指針となるわけでありませから、そうした市民参加も含めてぜひそうした策定作業に当たっていただきたいと考えております。もちろん、市長もそうしたことのお考えであると思いますが、念のために承っておきたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 基本計画、今お尋ねのような計画づくりについては今回の新第5次振興計画の策定過程の中でもできるだけ市民の皆さんの取り組み、あるいは声、あるいは市民主体のというところを計画づくりの過程の中で進めていくという努力をしてきております。

そういったことで、でき上がった計画についても引き続き検証しながらいい計画を実現をしていく、実行していくという過程の中で100人評価委員会などもさせていただいているところでありますし、さらに新たな計画をつくっていくという段になったときには、さらに一段と市民の皆さんからの知恵や能力というものを活用させていただいて、そういう市民主体の計画にしていくということ心掛けていく必要があると思ひているところであります。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 ありがとうございます。

市民参加のもとで市民主体に策定をしていくということでございましたが、そのようにして策定されたこの総合計画はやはり自治体の意思決定といひますか、そういうことを行ふ意義ということからして市民の代表である議会の議決事件と規定をすべきだと思ひますけれども、自治法の改正の中ではそうしたことも外れたといひますか、なくなったわけですがけれども、そうした議会の議決事件として取り扱うべきだと思ひますが、そのことについて改めて市長の御見解を伺いたいと思ひます。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 私から言うのもあれですがけれども、昨年6月に議決されました議会基本条例の中で基本構想に加えて基本計画も議決案件とするということが規定されていると理解しておりますので、そのようなことかと思ひます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 認識は認識で結構でございますけれども、改めて申しあげるまでもありませんけれども、そうしたことで対応をいただきたいと考えておりますし、なおこの議決事件であります、

そうする場合であってもこれからは行政側で完成したものを議会に提示をするということのやり方だけではなくして、構想段階でいろいろと議会側に示していただきながら議会側の意見も申しあげ、さらによりよいものをつくっていくというやり方がよりふさわしいんじゃないのかなと考えております。いわゆる多段階的にこの意見の交換をできるような場というのをぜひ設定すべきだと考えますが、市長はどうお考えになりますか。その考え方を見解をお伺いしたいと思います。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 事前にいろいろ議会のほうでの議員の皆さんの御意見なり要望というものを中に把握した上で、全体の構想なり計画をつくるべきではないのかという御質問だと思いますけれども、1つは、そういうことを議会全体としての御意向だということであれば我々のほうとしてもいろいろその対応なりも考えていく必要があろうかと思えます。また、もう一つは、議会の審議、議会のさまざまな議論というものは我々が出した案に対して御審議をいただくのが議会の場にありますから、そういったところもやはり真摯な議論をお願い申しあげたいという気持ちもあるのでありますので、まずは議会のほうで御議論いただきたいと思えます。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 そういうふうに来られますと私もどう申しあげていいのかわかりませんが、議会としてこれから議論を重ねてまいりますので、そうしたことを受けてそのように議会が決めたならば、ぜひそのような形で対応していただきたいとお願いをしておきたいと思えます。

最後にお伺いをしますが、先ほどは市長は議会基本条例の中に明示をされているというお話もございました。いろんなやり方があると思えますけれども、1つは条例の中にそうしたものも政令という、基本計画を制定するという議決事件としての制定をするという規定の仕方、あるいはもう一つは総合計画などの条例を新たに定めてそれを新しい規定にする、そんなやり方。それから3つ目ではありますが、こんなこと再度申しあげて大変失礼かと思えますけれども、自治基本条例の中でそうした基本計画の部分のうちをうたって定めるやり方などもあると思えます。

自治基本条例の考え方については以前に市長からも見解を伺っておりますが、私はこの際、やはりそうしたことを、何ていいますか、自治基本条例の中に定めておくのも一つの手じゃないのかなと思えますが、その基本構想の部分の策定部分を、つまり考え方や定義やあるいは基本構想という考え方を定めておくのも手ではないのかと思っておりますので、前段に申しあげました基本条例の中に明示をしながらやるというやり方につきまして、大変恐縮ですが、市長の御見解をあわせてお伺いしたいと思います。

といたしますのは、佐藤市長にかわられて恣意的に運用なさるといふ方は多分いらっしやらないと思えますが、条例でもって定めながら普遍性を持たせるということも重要なことだと思えます。それがやはり肝要なところではないかと思えますので、最後に伺って私の質問を終わります。

○高橋勝文議長 佐藤市長。

○佐藤洋樹市長 これまでも、自治基本条例の制定については何度か質問をいただいております。以前にお答えをいたしましたのは既に制定している自治体の例、要するに効果、メリットなども検証させていただいてというのは最初のころに御答弁申しあげたかと思えます。その御答弁申しあげた中では、他の自治体の例を検証あるいはいろいろ話を聞いてみても、なかなか住民意識に変化が感じられないという御答弁を申しあげているところであります。

前回、内藤議員からも御質問がありまして私も御答弁させていただきましたけれども、制定をする目的は何かということでありまして、それは市民の皆さんがまちづくりあるいは行政に対する一層関心を強く、そして積極的に参加をしていくということがそういう条例制定の本来の目的だと思います。そして行政、先ほど申しあげましたけれども、民間、市民、それぞれの役割分担のもとと一緒にまちづくりに参加をしていくということが目的であろうかと思っておりますから、そういった機運がさらに高まった時点あるいは高まっていくことによってそういう条例制定の道筋が見えてくるのではないかと御答弁を申しあげたところであります。

今の時点の市長としての考えはどうかということになれば、基本的にはそういう前回御答弁申しあげた気持ちと同じでありまして、まだそこは、市民の皆さんの意識の高まりというのは前よりは数段高まってきている、そういう機運も盛り上がってきていると思っておりますけれども、我々としてはさらに一緒にまちづくりを進めていく、そういう市民の皆さんの気持ちを吸い上げるあるいは高めていくいろんな算段というものをしていかなきゃなんと思っております。それこそ、市民主体の条例制定につなげていく必要があると思っております。

そういった意味で、今条例制定についてはどうかということについてはさらにいろいろ将来のための施策展開を進めていきながら機運の醸成を高めていきたいと思っております。

○高橋勝文議長 内藤議員。

○内藤 明議員 終わるつもりでおったんですが、最後にちょっとだけつけ加えさせていただきますが、総合計画についてもそうした1つのやり方として基本条例などに含めてはどうかという提案でございますので、この際改めてそうしたものも含めて御検討いただければと思います。

私の質問はこれで終わります。ありがとうございます。

散 会 午後1時53分

○高橋勝文議長 以上をもちまして、本日の日程は終了いたしました。

本日はこれにて散会といたします。

御苦労さまでした。